「債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改定後

債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定│債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定 による認可についての考え方

> 平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年 1月 4日 改定 平成22年 1月 1日 改定 平成26年 4月 1日 改定 平成27年 4月 1日 改定 令和 元年10月15日 改定 令和 3年11月22日 改定 令和 4年〇〇月〇〇日

現 行

による認可についての考え方

平成14年11月12日 公正取引委員会 改定 平成18年 1月 4日 改定 平成22年 1月 1日 改定 平成26年 4月 1日 改定 平成27年 4月 1日 改定 令和 元年10月15日 改定 令和 3年11月22日

1 • 2 (略)

3(1) (略)

- ② 保険会社が、債務の株式化により、他の 国内の会社(上場されている株式の発行者で ある会社以外の会社であって、以下のアから ウまでの全てに当たる会社に限る。) の議決 権をその総株主の議決権の10%を超えて保 有することとなった日から1年を超えて当該 議決権を保有しようとする場合には、原則と して、上記2(1)及び(2)のいずれにも該当し ないものとして、法第11条第2項の規定に より一定の期限(注3)を付して認可するこ ととする。
 - ア 保険業法(平成7年法律第105号)第 106条第1項第14号に規定する内閣府 令で定める会社として、保険業法施行規則 (平成8年大蔵省令第5号)第56条第6 項に規定する会社(同項第10号に該当す るものを除く。
 - イ 保険会社及び銀行等(保険業法第276 条の登録を受けた生命保険募集人である保 険業法施行令(平成7年政令第425号) <u>第39条各号に掲げる者をいう。)による</u>

1 • 2 (略)

(略)

(新設)

改 定 後	現 行
人的な又は財政上の支援その他の当該保険	
会社及び当該銀行等が行う事業の再生のた	
めの支援をその内容に含む保険業法第10	
6条第1項第14号の計画を作成している	
<u>会社</u>	
ウ イの計画について、保険業法施行規則	
第56条第6項第9号イからトまでのい	
ずれかに該当するものが関与して策定し	
ている会社	
(注3) (略)	(注3) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)